

現代フランスの書字教育に関する基礎的研究

—書字教育の目標と文字学習入門期に先習する書字スタイルに着目して—

信州大学 小林 比出代

1. はじめに

筆者は、書字教育を「手で文字を書くことに関する教育」と広義に捉え、これまでに、文字体系の違いを超えての比較研究、具体的には、日本とアメリカ、イギリス、オーストラリア各国との書字教育に関する比較研究を試みてきた。これらに関する拙稿での研究対象は全て英語文化圏である。管見によると、日本と他国との比較書字教育研究において、その研究対象を漢字文化圏及び英語文化圏以外にした先行研究は寡少であるのが現状といえる。

一方、フランスは、日本やイギリスより早く、既に18世紀末には公教育制度が発足した国である。また、フランスにおいても、日本やイギリスと同じように、全国的な教育課程の基準として、国の定める学習指導要領が存在する。それでは、現在フランスでは、学習指導要領に基づいてどのように書字教育が行われているのか。

本論考では、日本における比較書字教育研究の分野では詳らかにされてきていないフランスの書字教育に焦点を当て、その基礎的研究として、第2章で、主として第2次世界大戦後におけるフランスの教育制度や学習指導要領の内容を概観し、現代フランスにおける書字教育のねらいについてまとめる。続く第3章では、現在のフランスの書字教育における具体的な教材の在り方について、特に文字学習入門期に先習する書字スタイルに着目して、実際に用いられている指導書やテキストを概観し、第4章で考察分析を試みる。

本論考でいう「書字スタイル」とは、Cursive writing 及び Printed writing (Manuscript writing) を指す¹。Cursive writing 及び Printed writing は、双方ともに、印刷用活字体と対照的な位置にある、手書き用のものである。日本の場合、前者を「筆記体」、後者を「ブロック体」ないしは「活字体」と称することが多い。また、英語科用検定済教科書では、前者に「草書体」、後者に「楷書体」の語を用いてきているものもある。ただし、Dr Rosemary Sassoon の記述によると、イギリスでは、「1988年教育改革法」によって制度化されたナショナルカリキュラムにおい

て、1989年に「Cursive」の語が「Joined-up」との語に変更された²。本論考での文献和訳に関してご指導をくださった長田哲文氏は、「「Cursive」を「筆記体」と和訳するならば、「Joined-up」には他の用語（日本語）が必要となる。「Cursive」は完全な筆記体を意味するのに対して、「Joined-up」は活字体（Printed）をつなげたものと考えられる。よって、「Joined-up」は「連結体」と和訳するのが適切と考える」とのご説明をくださった。本論考は、長田氏の見解を支持するものとする。

なお、英語の「Writing, and also Handwriting」に相当する仏語は「L'écriture」であり、さらに手で書くことをより明確に表す場合は「L'écriture à la main」になる。（「à la main」は「by hand」の意味を持ち、すなわち「手で書くこと」との意味になる。）また、文字を学習する前に子どもたちが曲線などを書くこと（いわゆる線遊び的な学習）は「Le graphisme」と言うが、時に「Handwriting」の意味で使われることもある。以上の点をふまえて、本論考では、フランスでの「手で文字を書くことに関する教育」に日本語の「書字教育」の語を充てて表記することとする。

2. フランスの教育制度・学習指導要領教科書制度に関する概説

本章では、フランスの教育制度、学習指導要領、教科書制度の特徴について、以下の文献に基づいて概説する。

- 『フランスの現代学校 シリーズ・世界の教育改革 7』セレストン・フレネ著 石川慶子 若狭蔵之助訳 明治図書 1979
- 『各年史／フランス 戦後教育の展開 一九六〇年版 —一九九一年版まで』手塚武彦編著 エムティ出版 1991
- 『世界の学校はどう変わろうとしているか：アメリカ・ソ連・ドイツ・イギリス・フランスの教育事情』柴田義松編 日本標準 現代教育問題シリーズ 32 1991

- 「フランスの教科書の特色—四つの観点からみたフランスの国語教科書—（量と形式が決定する教育観の相違）」中西一弘『現代教育科学』486（4）（1997）pp.86-88
- 『フランスの教育制度と教育行政』フランス教育行政担当者協会著 小野田正利訳 大阪大学人間科学部 2000
- 「目的・目標からの新教育課程への提言：フランスからの示唆」三好美織・角島誠『年会論文集』26（2002）pp.37-38
- 『ヨーロッパの教育現場から—イギリス・フランス・ドイツの義務教育事情』下條美智彦著 春風社 2003
- 『成熟社会の教育・家族・雇用システム—日仏比較の視点から』浅野清編 NTT出版 東洋大学先端政策科学研究センター研究叢書2 2005
- 『フランスの教科書制度』諸外国の教科書に関する調査研究委員会編 教科書研究センター 2007
- 『フランスの教育基本法—「2005年学校基本計画法」と「教育法典」—』文部科学省編 国立印刷局 2007
- 『フランス教育の伝統と革新』フランス教育学会編 大学教育出版 2009
- 「フランスの教育制度と教育費（特集 日本の教育・世界の教育）」大津尚志『学校運営』53（10）（2012）pp.24-27
- 「ドイツならびにフランスの教育制度と教育実践に関する研究—幼稚園・小学校・中学校・高等学校を対象として—」上岡学『武蔵野大学教職研究センター紀要』（2）（2013）pp.13-26
- 『哲学する子どもたち—バカロレアの国フランスの教育事情』中島さおり著 河出書房新社 2016
- 『現代フランスの教育改革』フランス教育学会編 明石書店 2018

2.1 フランスの教育制度の概観と特徴

【公教育3原則】

フランスの公教育は、1881年から1882年の「フェリー法」より、「義務性、無償性、中立性—非宗教性（ライシテ）」が三大原則とされている。義務性については、フランスの場合、日本のような就学義務型ではなく、その場を問わず教育を受けること自体を義務づける教育義務型である。教育は、フランスに住んでいる満6歳（小学校第1学年）から満16歳（リセ第1学年）の全ての男女にとって義務であり、この10年間で義務教育の期間にあたる。次に、無償性については、公教育の原則の一つとされ、3歳での保育学校、小学校から高等教育まで公教育は無償である。また、小学校及びコレッジでは教科書も無償で提供される。さらに中立性については、「非宗教性（ライシ

テ）」が共和国の憲法原則に掲げられ、公立校では宗教教育をしない。公教育において、宗教的事項に関する中立性、思想的及び政治的な中立性は、教員及び生徒の義務とされる。

【義務教育】

フランスの教育制度は、保育学校（3～4年）—小学校（5年）—コレッジ（4年）—リセ（3年）の単位型をとる。3歳以上の就学率はフランス全土でほぼ100%に上り、保育学校は小学校と合わせ初等教育の一部とされる。現在、義務教育は6歳からであるが、2019年秋からは、保育学校を明確に学校と位置づけ、義務教育を3歳からに引き下げる。

フランスの義務教育制度の特徴は、以下の3点にまとめることができる。

- ①親権者に教育選択の自由を保障する一方、教育を受ける場所を特定しない。
- ②フランスも、日本と同様、教育に関する知的・技術的水準は国の基準で示しているが、そこに到達する教育方法は、教育現場の自由に任されている。これは日本と異なる点であり、その一端は、例えば教科書の使用に現れている。フランスでは、教科書を使うかどうかは現場の教師の自由に任されている。フランスの学校では、同一学年でも教師が違くと教科書や教材も異なり、指導法も異なることが多い。
- ③教育課程マスター主義が徹底している。

なお、2005年「フィヨン法」の『付属報告書』には、「義務教育は、児童生徒に対し、就学を成功裏に達成し、教育を継続し、〔中略〕、共通基礎知識技能の獲得に必要な手段を最低限保障しなければならない。共通基礎知識技能には、次に掲げる事項を含む。」として、筆頭に「フランス語の習得」を挙げている。

【初等教育／保育学校／初等学校】

フランスの初等教育には、一般的に小学校とともに就学前教育機関である保育学校が含まれる。「学校」との用語も保育学校と小学校を総称することが多い。つまり、フランスの初等教育には日本における就学前教育も含まれ、フランスの「初等学校」には保育学校とそれに続く小学校の両方が含まれる。

1975年の「アビ法」では、「初等教育は、話し言葉及び書き言葉による表現・読み方・計算といった、知識の基本的な道具の習得を保障する。」と定め、1989年の「ジョスパン法」では、「小学校において行う初等教育は、話し言葉及び書き言葉による表現、読み方と計算からなる知識の基本的道具の獲得を保障し」と明記した。2005年「フィヨン法」の『付属報告書』には、「幼稚園は、幼児の人格形成及び初期言語形成に貢献する。年長組の幼児は、小学校における最初の基礎的学習の準備を行うと同時に、幼稚園における学習の仕上げを行う。」とある。満3歳からの就学により、保育学校を小学校とは異なる独自の学校としてで

はなく、小学校と同等な学校とすべきとし、言語の習得を最優先の課題、特に、話し言葉の教育が保育学校の根本的な使命であるとして、3年間にわたる年齢ごとのカリキュラムと各年齢に応じた進捗の詳細を示している。

言語教育は、フランスでの初等教育改革の課題として焦点が当てられることが多く、幼児教育においても、言語教育が学習指導要領の主要な活動領域、ないしは領域の一つとされ、重視されてきた。なお、フランスの保育学校では、小学校との連続性を重視して、文字に関する教育を実施している。

【小学校】

フランスにおいて、小学校は保育学校と同じカテゴリで考えられている。フランスは、保育学校を学校教育として一元化した就学前教育機関と考えているため、3歳から5歳までは保育学校のみ単線型になっているが、日本は、3歳から5歳までは保育園と幼稚園の複線型で、小・中・高等学校は基本的に単線型になっている。さらに、フランスでは、保育学校も小学校も公立が多い。小学生の多くは、既に保育学校または小学校に付置された幼児級もしくは幼児班に通っている。

なお、1989年「ジョスパン法」の『付属報告書』には、「小学校は、読み・書き・計算の基礎の学習をすることを、その基本目標とする。」、2005年「フィヨン法」の『付属報告書』には、「小学校は、第一に、読むこと、口頭で自己表現すること、書くこと及び計算することを教える。」と明記されている。

【学習期 (cycle)】

1989年の「ジョスパン法」により、初等学校に学習期制が導入された。「学習期」とは、複数の学年をまとめた一定の期間を意味しており、教育課程の単位である。学習期ごとに教育課程の基準や内容を定めることによって、学年間のカリキュラムの連続性を高めることを目指している。この規定に基づいて、初等教育では、保育学校と小学校の9年間が、「前・基礎学習期 (初期学習期) (le cycle des apprentissages premiers)」（＝保育学校 (原則3年制) の年少組と年中組)、「基礎学習期 (le cycle des apprentissages fondamentaux)」（＝保育学校の年長組と小学校第1～2学年)、「深化学習期 (le cycle des approfondissements)」（＝小学校第3～5学年)との3年ごとの学習期に分けられた。このような期間の括り方から、学校間の接続を円滑にする働き、特に、保育学校と小学校の連続性を重視していることがわかる。保育学校の幼児は、3つの学習期システムのうち、第1学習期と第2学習期の1年目を構成する。保育学校の教育内容は、小学校の教育内容と分離することができない。保育学校と小学校の教育は一貫したものとして初等学校の学習指導要領により定められている。

フランスでは、現在も学習期による上記3つの区分が用いられており、学習指導要領は、学習期ごとに教科別の到達目標を設定している。ただし、2013年の「ペイヨン法」により、保育学校は1つの学習期 (第1学習期) となり、小学校の最初の3年間は「第2学習期」となった。

2.2 フランスの学習指導要領の概観と特徴

フランスには、日本と同様に、全国的な教育課程に関する基準として、国の定める学習指導要領 (programme) がある。学習指導要領と訓令 (les instructions) は、フランスにおける全ての学校及び教員にとって義務的性格を持つ。学習指導要領では、「共通基礎知識技能」に対応し教科領域ごとに各学習期の修了時に到達すべき能力を示している。

フランスの学習指導要領は、日本の場合と比較して、詳細に教育内容を規定している。以下、1989年「ジョスパン法」により学習指導要領が一貫して定められた1995年以降の『初等学校学習指導要領』の変遷と内容を大まかにまとめる。なお、後述の表中で用いている訳語は、引用した文献において用いられている語をそのまま記載したものである。

【1995年初等学校学習指導要領】

初等教育の学習期制度に対応して1995年に作成された学習指導要領では、第1学習期と第2学習期の1年目を含む保育学校、小学校第1学年と第2学年に係る第2学習期、そして、小学校後半の3年間に係る第3学習期の、3つに分けての記述がなされた。また、本『初等学校学習指導要領』では保育学校に関して表1の内容が示された。「コミュニケーション及び口頭・文字表現の活動」が主な領域の一つを構成している点に着目したい。

【2002年初等学校学習指導要領】

2001年9月、国民教育省は、小学校 (保育学校を含む) の学習指導要領を7年ぶりに改訂した。その内容は1989年の「ジョスパン法」に則っている。本学習指導要領は、2002年秋より学年進行で実施に移り、2004年秋には全面的に入れ替わった。2002年学習指導要領は、教育にあたってのカタログ的な立ち位置ではなく、教育を行うために真の指針となるように作成され、「全ての児童生徒が基礎学習 (話す・読む・書く・数える) を行い、共通の文化の基礎を手にすることができるような一貫した教育内容」を提供することが意図された。また、2002年学習指導要領には、「基礎学習期」及び「深化学習期」において特記すべき改定事項が表2のように示された。表3には、「言語とフランス語の習得」に着目して『2002年初等学校学習指導要領』の抄訳をまとめる。

ここで注目すべきは、「基礎学習期」に「言語 (フランス語) の習得」を最重要視している点である。そ

の上で、「保育学校では、音声による表現が優先され、書き言葉との接触が準備される。」とし、「書き言葉の技術への最初の導入を厳密で確実な学習に変えるという難しい任務が課せられる。」とする。さらには、文字を書くために必要な動きを習得かつ自動化し、姿勢や鉛筆の持ち方に留意したところで、「速くそして読みやすい草書体を書くよう徐々に促す」ために「児童の表記の動作に必要な運動性を発達させる」ことを目指す。これを受け、小学校では、「確実に読みやすい草書体（小文字と大文字）を身につけなければならない。」とする。これらの文言が学習指導要領に明記されている点を勘案しながら、フランスにおける文字学習入門期の書字教育の在り方について、改めて次章以降で考察する。

【2008年初等学校学習指導要領】

『初等学校学習指導要領』は、1995年に続いて、2002年、2008年と2度の改訂が行われた。いずれも、第1学習期と第2学習期の1年目を含む保育学校、小学校第1学年と第2学年に係る第2学習期、小学校後半の3年間に係る第3学習期の3つに分けて記述しており、その形式は同様である。しかし、2008年学習指導要領は、2002年学習指導要領に対し、2005年の「フィヨン法」による義務教育改革を受けて、復古調の学習指導要領に入れ替わった。国民教育省は、「この学習指導要領は、生徒の知識及び能力獲得のために必要な教育方法の選択及び必要な教材選択の自由、すなわち教員の教育の自由を確認するものである。」と説明している。

2008年学習指導要領には、学習期ごとに学習の進度目標（progression）が明示された。保育学校では言語教育に重点が置かれ、年少組（PS、3歳児）から言語力の獲得と書き言葉に関する学年進度表が提示された。この目標を実現する教育内容は、「①言語力を身につける ②文字表現を発見する（A.文字表現に親しむ B.読み・書きの学習を準備する）」等の6領域に分かれている。中でも、「言語力を身につける」「文字表現を発見する」との領域に基づいてフランス語に重点を置き、①の「言語力」と②の「書き言葉（文字表現）」によって一つの大活動領域「フランス語」を構成している。この教育を実施するために、児童は小学校に入る前に何ができなければいけないのか、習得すべきコンピテンスが6領域ごとに明示

されており、また、このコンピテンスが評価基準となっている。書字教育に関しては、これまでの学習指導要領の在り方と同様に、文字を書くために必要な動きの学習に力点が置かれている。

小学校では、フランス語と数学に関する学年進度表が提示された。表4に『2008年初等学校学習指導要領』の抄訳をまとめる。

なお、2015年には、学習期制度を変更した2013年の「ペイヨン法」を受け、『保育学校学習指導要領』と『小学校学習指導要領』が分離して制定された。

2.3 フランスの教科書制度の特徴

日本とフランスの教育行政制度はともに中央集権的であるが、教科書制度については対照的である。日本の場合、教科書に関する法規定は少なくない。教科書は文部科学大臣の検定を経て、教科書採択の権限は教育委員会が有し、各学校には教科書の使用義務が課せられている。一方、フランスの場合は次の3つの自由を特徴とする。

①出版社の教科書発行の自由

教科書の編集は公権力から独立した私的なものとして捉えられているため、検定制はなく、出版社は教科書を自由に発行することができる。一般的に、教科書が学習指導要領に則っていることを公的機関が保証する仕組みはない。

②学校の教科書選択の自由

教員には教育方法の自由が保障されている。その具体的な形が、教科書選択の自由である。教科書は学校ごとに教員もしくは教員集団によって選択される。教科書選択について教育行政が関与することは原則としない。

③教員の教科書使用の自由

フランスの教科書制度の最も大きな特徴の一つ、教員は教科書を使ってもよいが使わなくてもよいとの自由である。日本の教科書使用義務とは対照的である。このため、教科書の実態も極めて多様である。学習指導要領に定める内容は教えなければならないが、そのための教材の選択は教員の自由である。多くの教師は、古い教科書も含め複数の教科書を使用して授業を行う。また、学校は、様々な世代の教科書を在庫として持っており、学習指導要領の改訂が教科書の交換を常に自動的に行わせるわけではない。

表1 『1995年初等学校学習指導要領』に示された保育学校に関する内容

※『フランスの教育制度と教育行政』（前掲書）pp.43-44.より抜粋

- 保育学校において実践されている活動は方法及び内容面で定められており、以下の4つの領域に分けられている：
身体活動／コミュニケーション及び口頭・文字表現の活動／芸術的・審美的活動／科学及び技術的活動
- コミュニケーションと口頭・文字表現の活動
文字を書くシステムはよく検討され、文字は表記活動を通して慣れさせる。本、アルバム、学級や学校での掲示物には文字を大きく書いて示し、また最も幼い頃から学校の図書資料室に出入りするようにならなければならない。

表2 2002年学習指導要領における「基礎学習期」及び「深化学習期」での特記すべき改定事項（抜粋）

※「ヨーロッパの教育現場から—イギリス・フランス・ドイツの義務教育事情」（前掲書）pp.115-118.より抜粋

(1) 基礎学習期（保育学校年長組～小学校第2学年）
<p>21世紀に向けての「基礎学習期」の教育重点事項〔中略〕の特徴は、5つの新しい学習活動領域を設定している点にある。以下それぞれのねらいを記述する。</p> <p>①言語の習得</p> <p>今回の小学校の新学習指導要領案で、最も重視したのは、言語（フランス語）の習得である。それは会話表現能力を重視した学習方法で、以前のような語彙・綴り・文法を個別に学習するのをなくし、口頭での表現練習を増やしている。〔以下略〕</p>
(2) 深化学習期（小学校第3学年～第5学年及びコレッジ第1学年）
<p>新学習指導要領から、21世紀に向けての深化学習期の特徴を挙げると、次の4つにまとめることができる。</p> <p>①読みの重視</p> <p>第一の特徴は、フランス語学習において、特定の授業時間枠を設けずに全科目を通じて指導するスタイルを採用したことである。特に小学校の高学年では「フランス語」という時間を設けず、全科目を通じて言語指導を行う方法が注目される。なお、小学校低学年では、フランス語学習で選定図書から毎月1冊の文学作品を読ませるなど「読み」重視の方法を採用している。〔以下略〕</p>

表3 「言語とフランス語の習得」に着目した『2002年初等学校学習指導要領』の抄訳〔※下線部筆者〕

※「フランスの教科書制度」（前掲書）pp.28-51.より抜粋

I. 序文 2. 共有される一つの学校的教養
<p>初等教育では、言語及びフランス語の習得と公民教育が2つの主要な軸を構成する。国語の伝達は基本的目標である。フランス語を我が家のように感じることはあらゆる知識に至るために不可欠である。初等学校の全体を通して、この要請は教員の絶えざる関心とならなければならない。保育学校では、音声による表現が優先され、書き言葉との接触が準備される。読めることと読みたいと思うことは小学校の最初の学級の主要な目標である。基礎学習期の終わりから、児童は容易に読み、簡単な文章を理解できなければならない。この読みの学習は深化学習期の全体を通して継続される。〔中略〕書くことの学習は、保育学校から準備される長い獲得の成果である。</p>
II. 基礎学習期—第2期 はじめに
<p>基礎学習期は保育学校（年長組）から始まり、この学年では、その教育方法を取り入れる。この学習期は、小学校の最初の2学年（準備級と初級第1学年）まで続き、そこには、書き言葉の技術への最初の導入を厳密で確実な学習に変えるという難しい任務が課せられる。この2つの段階の間で最良の接続を実現することは、それぞれの学校において読み書き計算に児童を導く責任を有する教員にとって困難な目標である。</p> <p>基礎学習期が保育学校から始まるとして、子どもが文字文化の道具（算数もその一部である）を身につけるために行うべき努力の中心は、言語への関係に変える能力にかかわる。すなわち、読み書きとさらには計算も学ぶのは、まずは話し言葉の中である。したがって、保育学校の教員の仕事は、話せるためのみならず話し方のためにも言語に関心を持つように、担当するすべての子どもたちを導くことである。年長組の大部分は、教えるというよりも形作られるこの困難な変化に充てられる。</p> <p>小学校の教員はこのダイナミズムに加わらなければならない。見方によっては、担当するこの学習期の2年間は保育学校の延長であり、部分的には継続してその方法に拠る。話し言葉への注意がそこでも依然として決定的に重要である。同様に、学校配置により可能ならば（そうであることが望まれるが）、2つの学校の教育計画がこの連携を丁寧に想定し、活動の共通計画を提案する。〔中略〕</p> <p>こうした観点から、基礎学習期の学習指導要領は、まず、保育学校と小学校の間の連続性を提案する。実際に、そこでの教育は、教科領域よりもむしろ主要な活動領域から編成され、そのいくつかの領域は保育学校のそれと直接的な連続性を持つ点に気づかれるであろう。</p>
III. 基礎学習期—第2期 教育課程 3. 文章を書く
<p>書くことと読むことは基礎学習期のすべての活動において密接に結びついている。しかし、本学習期の終わる前までに、物語文であれ説明文であれ、短い構成された文章を自分で生み出す能力を児童が身につけるように導く活動のために特有の時間が割り当てられなければならない。</p> <p>こうしたことは、すべてを同時に示すことなく、文章作成の様々な構成要素を別々に練習するために、困難な点を順に並べる条件でのみ可能となる。実際に、基礎となる能力（字の線を引く、つづりの基本を操る）が獲得され、自動化されていない限り、情報の動員、文章の編成、発話の練り上げといったより難しい活動に児童が十分に取り組むことは困難である。実際のコミュニケーション場面に根ざした書き方の計画を実施することにより、教員が他の構成要素を管理する間に、その都度、これこれの構成要素を強調することが可能となる。</p>

教育課程 3. 文章を書く 3.1 文章を書き表す活動

保育学校では、子どもは書き方の必要不可欠な動作を習得することを学んだ。右利きであれ左利きであれ、子どもは手を引きつらせることなく鉛筆やペンを普通に持ち、紙をほぼ前腕の延長線上に置くことができ、速くそして読みやすい草書体を書くよう徐々に促すために、主な線を習得し、回転の意味を尊重する。書き方と同様に描画において示される良好な運動性はより一般的な運動的容易さを土台とする。多くの子どもたちは小学校入学時にはまだこの容易さに達していない。文字の書き表す活動は、この段階でもまだ、すべての児童の表記の動作に必要な運動性を発達させる効果的方法である。

小学校では、確実に読みやすい草書体（小文字と大文字）を身につけなければならない。教員は国民教育省が発行した手本に拠ることもできる。それは、児童がアルファベットの各文字の書記的特徴を身につけ、徐々に、完全に読みやすかつ速く書けるための運動性の容易さを獲得するために作成されたものである。

パソコンのキーボードは児童が保育学校から利用する道具の一部である。それは、文字の個別化を強化することにより、我々の正書法アルファベット〔※〕の構造に児童を親しませる。保育学校では文字が非常に自由に「発見される」ことが必要であるとしても、基礎学習期からは、いくつかのタイプ技術の機能性が両手や親指などの使用によりいっそう効果的に動員されうること示すことにより、多様な使用において児童を援助することができる。

特に視覚芸術の領域において、他の書き方や他の表記動作を発見することにより、書くことの道具的使用とその美的使用を結びつけることができる。作成された文章の手書き版の作成は書道（ママ）の多様な側面を探索することを可能にする。電子版あるいは印刷版を目的とするとき、文章を取り扱うソフトウェアの印刷管理においても同様である。

〔※「正書法」：表音に関する正確な正書法 語の綴りの形態 語の綴りの書き方（小林注）〕

学習期の最後までに獲得されるべき能力 2. 読むことと書くこと 2.4 書くこととつづり

次のことができる。

- 一語一語を書き写し、読みやすい草書体で、4、5行の文章を間違いなく書き写す。
- 活字の象徴の印（ピリオドと大文字）を正確に用いて、コンマを使い始める。

表4 2008年初等学校学習指導要領の抄訳〔※下線部筆者〕

※『フランス教育の伝統と革新』（前掲書）pp.89-90.より抜粋

保育学校の本質的目標は、他者から理解される、豊かで組織的な話し言葉を習得することである。〔中略〕そうして、次第に生徒になっていき、書き言葉の世界を発見する。〔中略〕

文字表現を発見する

- 1 文字表現に親しむ
 - 文字の使われているものを発見する
 - 文字言語を発見する
 - 文字を使って文章を作成することに関わる
- 2 読み・書きの学習を準備する
 - 話し言葉の音を聞き取り、分類する
 - アルファベットの原理を理解する
 - 文字を書く動作を学ぶ

3. 現在フランスにおいて用いられている書字教育の指導書及びテキストに関する概観

—文字学習入門期に着目して—

前章に記した通り、フランスに教科書検定は存在しないが、各出版社は学習指導要領に準拠して作成した教科書を発行している。教科書の販売に特化した店舗を持つ、1888年創設のGIBERT JOSEPHで、書字教育に関する指導書ないしはテキストとして高い販売部数を誇る下記6冊の書籍をご紹介いただいた。首都パリの、教科書販売にも優れた老舗書店において販売部数が多いことは、多くの学習者や指導者に使用されて

いる可能性が高いと推察し、これらの書籍の分析検討を試みることにした。

① Jacobi, J. & Quattrone, A. (2016). *Votre enfant à la Maternelle*, Paris, France : PlayBac.

(※書名英訳「Your child at Kindergarten / Nursery School」)

② Amor, S. & Moka, C. (2017). *ÉCOLE PRIMAIRE, Le Guide de Survie pour les parents, Comprendre les programmes scolaires*. Autechaux, France : Nathan.

(※書名英訳「PRIMARY SCHOOL, The Survival Guide for Parents, To understand school curricula / programmes」)

③ Sansey, G. (2015). “Cahier d'écriture” *Écrire les lettres*. Autechaux, France : Belin.

(※書名英訳「“Exercise book for Writing” To write the letters.」)

④ Hebting, C. (2017). “Graphillette” *Cahier d'écriture, GS-CP de 5 à 7 ans*. Tours, France : MAGNARD

⑤ Hebting, C. (2017). “Graphillette” *Cahier d'écriture, CP-CE1 de 6 à 8 ans*. Tours, France : MAGNARD

⑥ Hebting, C. (2017). “Graphillette” *Cahier d'écriture, CE2-CM1-CM2 de 8 à 11 ans*. Tours, France : MAGNARD

(※書名英訳「“Writing letters / Drawing letters” Exercise book for Writing」)

5-7歳 (GS-CP) 用 / 6-8歳 (CP-CE1) 用 / 8-11歳 (CE2-CM1-CM2) 用

注：「Graphillette」は現存する仏語ではなく「drawing + letters」の意の造語である。）

これらの書籍を通読分析するにあたっては、Dr Sue Fraser が当該書を仏語から英語に翻訳したものを小林が和訳する方法で行った。

①は、保育学校における教育内容に関して、大学教員が学習指導要領に準拠して執筆した指導書である。本書には、保育学校在籍している幼児の国語力を伸ばすための学習（指導）内容が、領域ごとに解説されている。書字教育〔該当ページ pp.39-42〕に関しては、文字を書くために必要な手指の動きについての学習を重視する旨が繰り返し説かれている。また、姿勢、用紙の置き方、鉛筆の持ち方にも留意が払われている。その上で、チョークやフェルトペン、及び砂や粘土等も含めた様々な用材を用いて、話し言葉を文字に置き換える際に必要な手指の運動や鉛筆の望ましい持ち方を重視しながら、自分や家族の名前を書く学習を展開する。鉛筆の持ち方や手指の動きが望ましくない場合は、幼児の手に指導者が手を添えて学習を促すことも奨励され、具体的な写真も提示されている〔p.40〕。この時、学習の要点は、単語の綴り方よりも文字を書こうとする意欲や文字そのものの書き方自身に置かれている。CPの最終段階、小学校第1学年頃までは、単語間に適切な間隔を保つのは難しいとしている〔p.42〕。

ここで、最も注目すべきは、書字学習の最初の段階で扱う書字スタイルについてである。具体的な学習内容としては、4歳頃、幼児は自分の名前（ファーストネーム）が書けるようになり、5歳頃アルファベが書けるように展開されていくが、その際用いる書字スタイルは、Printed writing ではなく、Cursive writing である。中にはもっと早期に習得できる幼児がいる場合もあるが、Cursive writing の学習は小学校第1学

年を通して継続して展開していくよう明記されている〔p.40〕。

②は、保護者に向けた、小学校の教育課程や学習内容に関する解説書である。「学校は教育の時間を独占しない」というのがフランスの伝統的な教育思想であり、フランスの義務教育制度は、場を問わずに教育を受けること自体を義務づける教育義務型であるため、こうした類いの解説書が充実していると推察できる。本書には、書字に必要な身体的な動きや学習は、主に保育学校の段階で行われる旨を述べた上で、小学校第1学年次には、書字に必要な手指の動きが自分でコントロールでき、また、句読点や綴り等に留意して、読みやすい文字及び文字列で書ける能力が求められることを記している〔p.19〕。

③は、1906年創刊〔図1点線丸印の部分〕以来現在まで変わらない学習内容で編集発行している、書字学習入門期に特化した幼児用（対象5歳以上）の学習書である。全32ページの冒頭部〔p.2〕にある、指導者へ向けた本書の構成及び内容の解説によると、最初の6ページ分〔pp.3-8〕で文字を書くために必要な準備運動（基本的な動きの反復練習）が提示される〔図2参照〕。これらは、Cursive writing での小文字と大文字を書くのに必要となる予備練習であり、Cursive writing によって多くの文字を書くのに役立つ。この学習は、保育学校の5歳児からCPの最終段階（小学校第1学年＝6歳児）に行う。

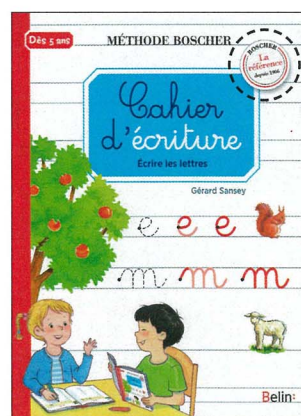


図1 ③表紙

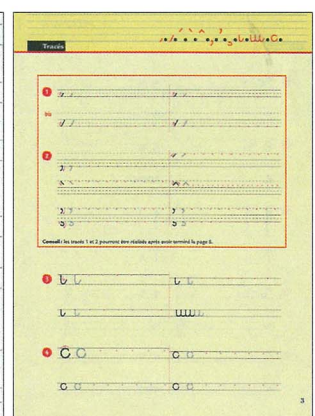


図2 ③p.3

以上の説明から、本書も①と同様に、書字学習において最初に扱う書字スタイルは Cursive writing であることがわかる。

続いて、親指・人差し指・中指の3本の指が有効に機能する鉛筆の望ましい持ち方に関して喚起し、手指の屈伸を大切にされた動きが習得できるよう練習を行うことを促している。また、望ましい姿勢についても注意を払っている。

p.9以降は、全ての小文字と大文字の Cursive writing に関し、最初にその形を分解して示した上

で、何回か練習するパターンが提示されている〔図3、図4参照〕。文字を分解して示すことにより、同時に筆順も理解できる仕組みになっている。

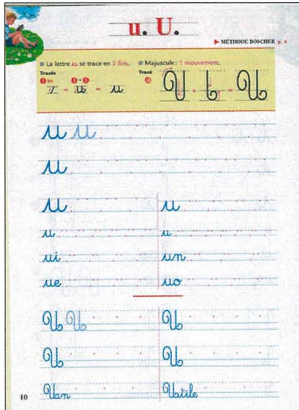


図3 ③ p.9

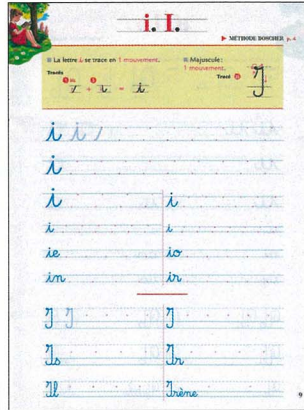


図4 ③ p.10

p.9以降の文字配列から、本書における各文字の配列方法は、類似した点画を単位とする（類似したストロークごとの）教材配列であることがわかる。つまり、現代イギリスにおける文字学習入門期のテキスト冒頭部の在り方と同一である³。ただし、その具体的な配列順は各テキストにより若干異なる。

④⑤⑥は、学習期ごとに編集された書字学習に関する幼児児童用の学習書である。これらに共通して特出する点は、全書の表紙に記された点線囲みの部分に関してである〔図5参照〕。英訳すると「For right and left handers」、すなわち、本書は右利き左利き双方に対応する旨が謳われているのである。④の解説では、本書は右利き左利き双方のために考案されたテキストであると明記している。しかし実際には、本文の中に利き手に関し具体的に解説している、ないしは利き手に配慮した教材を示している箇所は、鉛筆の持ち方の部分〔図6参照〕以外見受けられない。先の表紙における文言は、宣伝のためのキャッチコピー的な要素かとも推察される。



図5 ④ 表紙

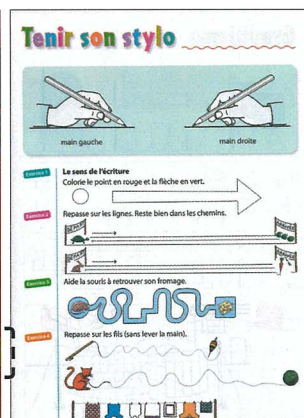


図6 ④ p.5

これらのシリーズも、全書とも冒頭部〔p.4〕に、指導者へ向けた本書に関する解説が記されている。

④では、本書は小文字と数字の学習に関し編成している旨を明記している。つまり、保育学校の最終年から小学校第1学年では、小文字と数字の学習に力点を置いていることがわかる。また、これらの教材は体系的系統的に編成している点も記している。姿勢や鉛筆の望ましい持ち方にも留意がなされ、練習は回数の方ではなく質が大切であり、1回の練習時間は15～20分を目途にするよう説いている。さらに、書く行為において最も重要なのは自分の考えを相手に伝えることである点も述べている。

p.5以降は、まず右手左手それぞれでの鉛筆の望ましい持ち方をイラストで示した後、p.10まで線遊びを提示〔図7参照〕し、pp.11-43において、全ての小文字の Cursive writing を類似したストロークごとに配列した教材提示〔図8参照〕となる。pp.44-45で全ての小文字の Cursive writing をアルファベ順に提示し、pp.46-47で句読点や「!、?」、pp.48-59で数字の書き方を提示して、p.60からまとめの教材、p.63にアルファベ一覧となる。

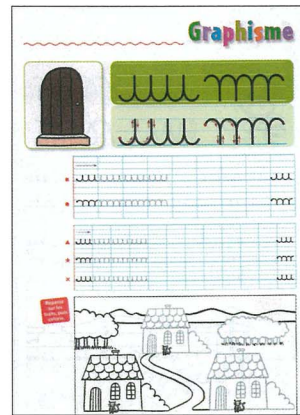


図7 ④ p.7

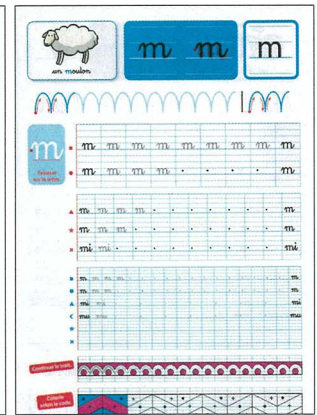


図8 ④ p.15

本書で注目すべきは、まず、本書における各文字の配列方法も、③と共通し、現代イギリスでの文字学習入門期のテキスト冒頭部の在り方と同一で、類似した点画を単位とする教材配列がなされていることである。ただし、その具体的な配列順が③とは若干異なることは先述の通りである。

もう1点、本書で注目すべきは、書字学習において最初に扱うのは小文字、そしてそれはやはり、Printed writing ではなく、Cursive writing であることである。この点については、大文字の学習が新規に設けられる⑤においても、まず解説〔p.4〕で、本書では、大文字の学習に進む前に小文字の習得を確実なものにすること、それは段階を追った体系的な学習になることを明記した上で、大文字の学習でも類似したストロークごとの教材配列によりページ構成を成し、

かつ、一貫して Cursive writing 先習の方針を継続する。さらに、⑥では、その解説〔p.4〕において、本書の段階の児童は、書字学習の基礎に関して既習しているが、書字する際の望ましい動きについては再三学習を確認する必要があるとした上で、本書の最終段階 pp.44-45 において、Cursive writing を Printed writing に書き直す教材を設けている〔図9参照〕ことは注目に価する。このことから、書字学習における基本の書字スタイルは Cursive writing との考え方が垣間見られる。



図9 ⑥ pp.44-45

4. 現在フランスで用いている書字教育の指導書及びテキストの分析考察と今後の課題

フランスの書字教育では、その入門期において、『初等学校学習指導要領』での規定通り、文字を書く際の姿勢や鉛筆の望ましい持ち方（日本と同様、親指・示指・中指の3本の指が有効に機能する持ち方）をはじめ、文字を書く際に必要な手指の動きを習得することに注視し重点を置いている。これは、イギリスや日本の書字教育と共通する在り方である。また、文字学習入門期の教材が、類似した点画を単位とする（類似したストロークごとの）配列で構成される点もイギリスや日本の場合と共通する。

一方、フランスでの特徴として挙がるのは、まず、旧来より就学前の教育、中でも、保育学校において早期から言語教育の充実が図られていることである。言語教育は、従来フランスでの初等教育改革における最優先の課題に掲げられ、幼児教育においても、学習指導要領の主な領域に言語教育が位置付けられ、根本的な使命として重視されてきた。保育学校では、小学校との連続性を重んじながら言語教育を実施し、その中で文字教育も行うことが『初等学校学習指導要領』に明確に規定されている。保育学校での言語教育では、コミュニケーションや口頭及び文字表現による活動に要点が置かれ、音声言語による表現、話し言葉の教育

を優先し、書き言葉の学習の基礎を育成する。つまり、保育学校での文字教育では、単語や文章が書ける力ではなく、それ以前の、文字を書くために必要な手指の動きに習熟し、一文字一文字、各文字自身を確実に書ける力を育成することにねらいを特化している。ただし、学習期制度を変更した2013年の「ペイヨン法」を受けて、2015年に、それまでの幼少一貫した形での学習指導要領が、幼児期と小学校各々の基準を定め『保育学校学習指導要領』と『小学校学習指導要領』に分けて制定する形に変更された。2019年度からは、義務教育の年齢が3歳に引き下げられる。就学前の言語教育、文字教育が、法的な枠組みの中で、これまで以上に確固たる形で遂行されるのは必須であろう。

フランスの書字学習に関し最も特徴的なこと（アメリカ、イギリス、日本の場合と異なること）として特筆すべきは、書字学習の最初の段階において、Printed writing の学習はせずに、初めに Cursive writing の学習を行うことである。つまり、文字学習入門期に、まず Cursive writing を先習した後で Printed writing に移行するとの学習を展開しているのである。これは、表3の『2002年初等学校学習指導要領』に示される「小学校では、確実に読みやすい草書体（小文字と大文字）を身につけなければならない。」を受けるものである。また、Printed writing 及び活字と、Cursive writing の字形はかなり異なるため、例えば、最初に Cursive writing の「b」を学習習得し、次の段階として、パソコンのモニターに文字を映すようなゲーム感覚で、Cursive writing の「b」を Printed writing の「b」に置き換える（書き換える）学習を設定している〔I〕の p.40〕。この学習方法も『2002年初等学校学習指導要領』に明示されるものである〔表3参照〕。

ここで、筆者の拙稿に基づき、アメリカ、イギリス、日本それぞれの場合について略記しておく。

アメリカの場合、Cursive writing が慣習的な書字スタイルとして社会に定着していた1910年代までは、初等教育段階での書字教育において Cursive writing のみ指導していた。ところが、Manuscript writing が1921年にイギリスから導入され、長きに亘る経過を経て、現在は、Manuscript writing と Cursive writing 2つの書字スタイルを指導している。その際、低学年で Manuscript writing、中学年で Cursive writing を指導するのが一般的とされ、その移行は第2～3学年の間で行っている⁴。

イギリスの場合、「1988年教育改革法」により導入されたナショナルカリキュラム Department for Education (1995). *English in the National Curriculum*. London, UK: HMSO. に示された Key Stage 1 (5～7歳)での Handwriting の教育目標

に「joined (連続している)」が挙げられている⁵が、当該の Key Stage における「Attainment Target (到達目標)」では、「連続していて (joined) 読みやすい (legible)」を Level 3、すなわち、Key Stage 1 の最終レベルに掲げていることがわかる⁶。つまり、小学校入学時に Cursive writing が書けるようになることは求められていない。また、現行のナショナルカリキュラム Scholastic (2013). *The National Curriculum in England*. London, UK: Ashford Colour Press. では、第2学年での「法的に規定されている Handwriting の学習内容」として「続け書きに必要な斜めや水平な線を使い始め、どの文字を連続させるかささせないかを理解する。」を掲げ、また、「法的要件ではない Handwriting の学習内容」として「(Printed writing を) 確実に正確な字形で書けるようになったら、連続した書き方 (続け書き) を学習すべきである。」と明記している⁷。

日本の場合、明治期の「小学校教則大綱」(1891 (明治24)年)から「小学校令施行規則中改正」(1908 (明治41)年)にわたって、楷書の位置付けが徐々に前面へと押し出された。この時期は、

○教科書の国定制に伴い、「国語科」以外の全ての教科書で活字 (楷書) が用いられるようになったこと
○当時の行政用の書体として楷書が定着していったこと

○印刷術の発達により、活字 (楷書) が普及していったこと

のように、一般社会での楷書への関わり方が大きく変化しつつあった。こうした動向は、書写指導における楷書の位置付けの変遷に大きな影響を与えた。国定教科書では、「小学校令施行規則」(1900 (明治33)年)及び「小学校令施行規則中改正」の方針を受けて、楷書→行書→行草へと段階を踏んだ教材を掲げている。このように、教科書の上では、第一期国定教科書以来現代まで一貫して、楷書を導入期に用いた段階的な指導が進められている⁸。

これらに対し、フランスの場合は、学習指導要領に、「保育学校では〔中略〕速くそして読みやすい草書体を書くよう徐々に促す」ために「児童の表記の動作に必要な運動性を発達させる」ことを目指し、「小学校では、確実に読みやすい草書体 (小文字と大文字) を身につけなければならない。」と規定していることに準拠して、保育学校の5歳児から小学校就学後の児童向け学習テキストでは、一貫して Cursive writing 先習の学習形態をとっている。

フランスでは、文字学習入門期の最初に用いる書字スタイルが現在も Cursive writing であるとの実状は、筆者の推測を覆すものであった。アメリカ、イギリス、日本の場合に鑑みると、昨今パソコンをはじめとする情報機器が当たり前のように普及定着した結

果、現代では、日常生活で手書きの際に用いる書字スタイルは、読むための文字と書くための文字の間で齟齬を起こさないものであること、すなわち、活字に近い形 (= Printed writing や楷書) であることが、世界の国々で一般的に成されていると捉えていたためである。

書字教育において学習 (先習) する書字スタイルには、その国や社会でその時代に慣習的に用いられている書字スタイルが大きく影響していることは、拙稿での、アメリカ及び日本での在り方に関する考察から既に論じた⁹。この点を勘案すると、今後の課題として、フランスの書字教育において学習入門期に Cursive writing を先習するとの現状を、フランスで現在日常的に用いている書字スタイルの実状やその変遷と重ね合わせて考察する必要がある。さらには、書字学習の入門期に Cursive writing を先習するとの実態は、フランスのみならずヨーロッパ大陸全般にわたり共通して見られるのかに関しても考察を要すると考えている。

【謝辞】 本研究は JSPS 科研費 JP15K04419 の助成を受けたものである。

本論考の執筆にあたり、仏語の英訳及び和訳に関しご教示くださった Sue Fraser 先生と長田哲文先生に深謝申し上げます。

注

- 1 小林比出代 (1992) 「アメリカにおける書字教育の動向—Cursive writing から Manuscript writing へ—」『書写書道教育研究』第6号, pp.94-95.
- 2 Rosemary Sassoon (1999). *HANDWRITING OF THE TWENTIETH CENTURY*. London, UK: Routledge. 149p.
- 3 小林比出代 (2017) 「現代イギリスにおける Handwriting の教育目標及び教材に関する考察—「1988年教育改革法」制定当時のナショナルカリキュラムに準拠した在り方との比較—」『書写書道教育研究』第32号, p.29.
- 4 小林比出代 (2001) 「日米の書字教育に関する比較研究—20世紀における活字及び印字機器の普及と書字教育—」『青山杉雨記念賞 第四回 学術奨励論文選』, p.36.
- 5 小林 (2017), 前掲書, p.24.
- 6 小林比出代 (1998) 「教育目標から見た英・米国の Handwriting の教育と日本の書写教育」『書写書道教育研究』第12号, p.22.
- 7 小林 (2017), 前掲書, p.25.
- 8 小林 (2001), 前掲書, p.40.
- 9 小林 (2001), 前掲書, pp.21-51.